

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和6年4月25日(木)

午後1時30分～午後2時55分

場 所

防災コミュニティセンター教育委員会大会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 西山清和、山田貴子、深澤里奈子、鈴木貴志

事務局及び出席者：大木参事、村松社会教育課長、露木学校教育課副課長
常盤社会教育課副課長、二見図書館長、二宮美術館長、石井指導主事
細川社会教育課スポーツ振興係長、芹澤主事

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。山田委員は本日、オンラインによる出席となります。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和6年湯河原町教育委員会4月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、西山委員、深澤委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

今回、秘密会での案件はございませんので、このまま次第に沿って、入らせていただきます。

議事録の承認

令和6年3月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和6年3月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

芹澤主事 令和6年3月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和6年3月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和6年3月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第1号 教科用図書の採択方針について

菅沼教育長 それでは、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第1号 教科用図書の採択方針についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

芹澤主事 議案第1号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第1号 教科用図書の採択方針について 説明)

・神奈川県教育委員会が定めた令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針に基づき、採択方針を定めるため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。きょう、この原案で議決するんですけれども、採択方針は真鶴町も箱根町も同じ文書で議決する予定で提案されております。それから、いま説明がありましたとおり、方針については、足柄下採択地区独自のものと例年のものを引き継ぐと同時に、神奈川県教育委員会から通知されているものを参考にしておりますので、いいかなと思いますが、質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第1号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。いま言いましたとおり、箱根町や真鶴町に、若干言葉尻の修正があれば、それは揃えなければいけないんですが、その場合は5月17日にあります足柄下採択検討会にまた出してやるようになりますので、よろしく願います。

議案第2号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について

菅沼教育長 次に、議案第2号 湯河原町児童生徒就学援助費の額についてを議題といたし

ます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

芹澤主事 議案第2号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第2号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について 説明)

・文科省の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正に伴い、令和6年度の学用品費等支給限度額等について定めたいため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。新入学児童生徒用学用品費は、昨年度、中学校だけ値上がりしたんです。今年度に入りまして、中学校は据え置きで、小学校の分が上がったということです。湯河原町は入学前支給をしておりますので、誤差が出ます。これをお決めいただいて、6月定例会を経て、差額はお支払いするという事です。学校給食費は引き上げになったんですけれども、4,200円×11回の支給額で限度額の中には収まっていますので、学校給食費は実質的には値上がりをしてきているんですけど、その部分は町が負担しており、保護者負担額は月額4,200円で据え置いております。ですから、5万6,000円にも5万3,000円にも達しておりませんので、現実的には変わらないということです。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第2号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号 湯河原町立東台福浦小学校運営協議会委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第3号 湯河原町立東台福浦小学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

芹澤主事 議案第3号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第3号 湯河原町立東台福浦小学校運営協議会委員の委嘱について 説明)

・湯河原町学校運営協議会規則第7条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。運営協議会委員の任期は2年という事で、湯河原町では東台福浦小学校が一番最初に実施しましたので、昨年度までの

委員さんが今年の3月で任期切れになっております。全員の任期が切れてまして、新たな推薦状が学校から出てきて、新たな2年間の任期のために、ここで委嘱をするものです。5番の岩本さんが新しくなられる方で、他には1年の方、2年の方がいらっしゃいます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第3号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 湯河原町立湯河原中学校運営協議会委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第4号 湯河原町立湯河原中学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

芹澤主事 議案第4号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第4号 湯河原町立湯河原中学校運営協議会委員の委嘱について 説明)

・湯河原町学校運営協議会規則第7条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。中学校は令和6年度から、学校評議員制度から学校運営協議会委員制度に移行して、スタートいたします。評議員制度が残っているのは、町立幼稚園のみとなります。また、中学校のPTA代表がまだ決まっておきませんので、決まり次第、また定例会にお諮りするようになると思います。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第4号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 湯河原町社会教育委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第5号 湯河原町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第5号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第5号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 説明)

・任期満了となったため、町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は
ございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第5号を挙
手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 湯河原町青少年指導員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第6号 湯河原町青少年指導員の委嘱ついてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第6号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第6号 湯河原町青少年指導員の委嘱について 説明)

・任期満了となったため、町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は
ございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第6号を挙
手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第7号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱についてを議題
といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第7号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第7号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱について
説明)

・任期満了となったため、町学童保育所運営委員会運営規程第3条の規定による

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は
ございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第7号を挙
手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第1号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について

菅沼教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第1号 今後の町立幼稚
園及び小・中学校のあり方についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明を
お願いいたします。

大木参事 協議第1号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第1号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について 説
明)

・修正・加筆箇所の説明

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。あり方については、2月の定例会
で協議させていただきました。3月には総合教育会議、視察にも行きました。先月の定
例会でもお話しさせていただきましたとおり、原案が作成若しくはできないにしても、6
月議会の常任委員会に、審議の検討状況を出したいということと、広報にも載せたいと
いうことです。今月・来月と協議をさせていただいて、可能であれば、作成までいき
たいということを出しております。ご意見を出していただきたいと思います。そして、「将
来の湯河原町の教育のあり方」のために、統合をしたいということ。幼稚園と中学校は
1校ずつですので、統合というのはないんですが、小学校の統合をどうしたらいいのか。
2校とする場合、1校とする場合を併記しております。それから、まとめとしては、ニ
ュアンス的には1校にした方がいいのかなというイメージの文章にしておりますが、決

めつけているわけではありません。これを外に出して議論していく中で、修正や加筆など言っていたらと思います。

山田委員 事業着手については、どういうことについてなんですか。

菅沼教育長 以前にもありましたが、事業着手というのは工事着工のことです。ここで、あえて「最低4年」というのは、4年にする必要はないんですが、スケジュール感的には、あり方の策定を令和6年度中にしたいという思いがあり、ずっとやってきました。個人的には、それが終われば、たとえば1校にするとか2校にするというのがある程度見えてきますので、令和7年度には基本構想の着手、それができたら、その翌年度に校舎を建てる設計に入るというスケジュール感でございました。それをもう1年遅らせるという意味合いで4年としたのは、このあり方を策定して、1校か2校にする、それはどこの学校になるかわかりませんが、その時点で、教育的概念や目標はこういうものだけでも、具体的にどのようにしていこうかというのを、もう一度、子どもや保護者・教員も入れてさらに1年間検討して、その構想を業者委託にして、学校の基本構想をつくるということをもう1年延ばしたらどうかと、大阪を見てきてそう思ったんです。

あり方ができ上がるのが6年度末であったとして、7年度に教員や保護者とまた練って、8年度に基本設計をやり、9年度に設計、そして工事着工となると4年かかるということにしております。

山田委員 令和11年4月には新校舎になるということですか。

菅沼教育長 校舎の建設には1年から2年だと思います。大きさにもよりますし、全然工期が読めませんから。それを実際にここに記載しますと、ちょっと生々しいですから、細かい部分は書いてないんです。外に出すと、この4年というのは何かと聞いてくると思います。ですから、何年度にどれということではなく、あり方策定後、次に住民・保護者・教職員との話し合い、基本構想の作成、工事の設計というのをに入れて、そうすると最低4年と言った方が、より具体的でわかりやすいかも知れないですね。

山田委員 そうしていくと、話し合う対象も、いま結構クリアになったなと思いました。いまの1年生・2年生は、中学生になっていくんだなと改めて思います。保育園・幼稚園の保護者がしっかり話す必要があるんだなと思います。

菅沼教育長 以前にもお話しましたが、原案をつくってから、地域の説明会はありますからね。それが終わって、1校にしようとか2校にしようが決まったら、目指す教育はこうだということを実現するためにはどうしたいのかというのを、さらにもう1回聞くと

ということです。ですから、保護者や地域の方、教員の方々には、いまから言っていくと、2回行うということです。あり方の策定について1回聞くのと、方向性が決まったものについて、皆さんとどういうふうにつくり上げるのかをもう1回聞くということです。

西山委員 まず統合はありきだと考えております。1校の場合は小規模の特認校的な存在でということも考えていましたが、自分が最初に考えた特認校の学区、でも、もしかしたらその地域の子どもたちや保護者が、小規模校ではなくて、規模のあるところに行きたいという場合もあると思います。2校体制で行っても、またやがて何年か後には、その統合的なことも考えていかなくちやいけないのかなと。そうすると、いろいろお金の面も含めた2つのエネルギーをまた使う方がいいのか、要するに2回の統合の形ですよ。それとも、1回である程度済ませてしまおうということか。問題は、自分自身が2校で考えていて、小規模的な部分というのは、もしかしたら同じ校舎内であっても、教室や職員の配置、そういったような部分で解決できるかも知れない。それを考えると、少し年数がかかっても、1校体制で考えていった方が、いろいろなことを考えると、使うエネルギーも1回で済むのかなということを考えている段階です。

山田委員 校舎ができるのは、いまのお話ですと、早くても令和12年とか13年と結構先ですが、ソフト面というのは、いまの校舎の中でもできることが多くあると思います。視察をして、取り入れられるところは、どんどん取り入れていけたらいいんじゃないかと思っております。

鈴木委員 西山委員がおっしゃるように、小規模特認校を立ち上げた自治体でも、その特認校が数年で消えていくと言いますか、特認校の必要がなくなり、たとえば大きな学校1校になっていくというのは、全国にいくつかのケースがあるというのをインターネットで確認しました。ですから、現実的にどういうふうを考えていけばいいのかと思っております。それから、大きな1校の中に、その小規模特認校のメリットとして存在している部分について、その大きな学校の中にどういうふうに反映させていくのかということについて、自分の頭の中で考えていたんですが、もちろん施設的な面はそういう部分も含めて、施設設備を整えていくということは前提としてあると思います。さらには、大きな問題として、教員の配置だろうと思います。それは課題になるだろうと思います。そこがクリアできれば、西山委員がおっしゃるような2段階でなくても、1つの大きな学校として1校とするとしたら、大きな学校の中で、小規模特認校のメリットを反映させていくということが可能だなと思っております。

深澤委員 小規模特認校というのは、東台福浦小学校のような、地域と密着した温かい学校を残したい、またはつくりたいというようなニュアンスが入った小規模特認校なのかなと感じております。確かに、1校にした方がすっきりしているのかも知れませんが、あり方の向かう方向性がもう少しはっきりしたら、わかってくるのかなと思います。東台福浦小学校のような感じが湯河原に残っているというのは、大変かも知れないけれども、大事なのかなという気持ちもあります。それが小規模特認校という制度そのものなのか、それを活用して、もっと別の形のいろいろな学校が日本にもあるので、それとリンクするものがあるのかというのを勉強していきたいと思います。

菅沼教育長 統合の必要性というのもご理解いただいていると思います。2校体制と1校体制の両方を書こうというのは、どちらかにしたいという気持ちはあったけれども、教育委員会で判断するのは厳しいだろうということで、統合が必要だという思いだけは反映させて、その中には2校にするか1校にするかを併記して、けれども1校の方がいいんじゃないかというイメージだけは残したという形でやっております。原案をつくって、また外に説明に行きたいので、きょうの皆さんのご意見はニュアンス的にはよくわかるんですが、先ほど言いました赤字の部分は直しますので、修正後、原案として、5月定例会で議決する形に出しますので、もし直す箇所がありましたら、ご連絡いただきたいと思います。可能であれば、原案をつくって来月議決して、議会と広報に載せて、住民説明。今度は明白に、「統合が必要です」と言うことになります。1校だということです、2校だということですという質問がありましたら、どうですかという話になります。

鈴木委員 統合云々のこととは直接は関わらないんですが、5ページの(7)「特別支援教育が充実している」という言葉ですが、「支援教育」とした方が、より大きな捉え方になるのではないかと。いまの支援教育というものを全体をカバーするような言葉として、(7)は「支援教育が充実している」とした方がいいのかなと感じました。いかがでしょうか。特別支援教育と言いますと、皆さんご存知のように、特別支援教室の学級、あるいは「ことばの教室」というところに焦点化された言葉というニュアンスが強いと思います。内容としては、その①・③のあたりに書いてあると思いますが、項としてはもう少し広く捉えて、①・②・③も含めて、支援教育が充実しているというふうに文言を変えたらどうかということです。

菅沼教育長 皆さん、どうですか。そこはそういうふうに修正しましょう。他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第1号を修正した上での決を採りますが、修正箇所は現時点では、5ページの(7)の「特別支援教育」を「支援教育」に、12ページの「最低4年」というところについて、4年かかる経緯について、具体的に記載して、「よって、最低4年」という言葉になっていくということで、そのような修正をした原案とすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は修正案のとおり決定いたしました。来月は議決して、次のステップに行きたいと思っておりますので、お忙しいでしょうけど、見ていただいて、修正がありましたら、ご連絡いただきたいと思います。

協議第2号 令和6年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業募集要項
(案) について

菅沼教育長 次に、協議第2号 令和6年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業募集要項(案)について、事務局から協議理由の説明をお願いします。

村松社会教育課長 協議第2号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第2号 令和6年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業募集要項(案)について 説明)

- ・目的、期間、募集人数、交流内容、応募資格 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。写真はどこで撮影するんですか。

村松社会教育課長 2日目の城願寺です。いままでは初日に撮影し、2日目に帰る際に、三原の子どもたちに渡せるようにしていたんですが、写真屋さんにも確認をして、2日目の朝の撮影でも渡すのが間に合うということでしたので、今回、そのようにいたしました。湯河原の子どもたちの分まで間に合うかはわかりませんが、三原の子どもたちの分は渡せるということです。

菅沼教育長 行程等については、三原市側には提案したんですか。募集のときには行程表は付けてないですか。

村松社会教育課長 まだです。行程表は募集時には付けておりません。

菅沼教育長 三原市が募集するときには行程を言って、それが違ってしまうと、保護者から話が違うと言い出すと申し訳ないから。細かい修正はいいけど、大きな修正というのは事

前に三原市に伝えておいてあげた方がいいと思うんです。行程は三原市と相談しながら、やっていった方がいいと思います。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第2号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第3号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

菅沼教育長 次に、協議第3号 湯河原町教育委員会後援等承認申請についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

芹澤主事 協議第3号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第3号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)
・はじめてのおしごと体験(金融教育の普及)

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

山田委員 後援をする基準のようなものはあるんですか。たとえば、今回のキッズマネーステーションという団体を調べますと、認定された人たちが何人かいて、大元には大きな会社があるということがわかります。これをこの団体が無料で行ったあとに、親子向けのファイナンシャルプランニングの勧誘になっていくのかなと思っていました。後援をする一定のルールがあるんでしょうか。あるいは、他にも申請が来ていたけれども、はじかれたものはあったのかとか、何かありますか。

菅沼教育長 要綱がありますね。まず営利目的のものは後援はいたしません。

大木参事 申請書には、主催者の住所・電話番号がありますが、詳細についてお聞きしようとして、連絡をしても連絡がつかないような場合は、定例会に諮ることはしておりません。あとは近隣の状況などを見ながらというところもございます。

山田委員 ウェブサイトを見ますと、たとえば沼津で開催したものについても、そのときは無料だけれども、キッズマネースクールというところにつながっていったりと、いわゆる最初は無料だけれども、そういったところへの勧誘のようなものなのか。どういう意図で湯河原で開催するのかというときに、教育委員会の後援があるというのは、参加者

の親子からすると、一定の信頼は持つだろうなと思います。この事業は無料だけれども、あとで何かの勧誘につながる場合、どういうふうに判断したらいいのかなと思います。

菅沼教育長 可能性はありますけど、ですから、そこをきちんと聞かなければいけないですね。営利営業はだめですよということですね。でも、山田委員が言われるとおりの、この事業は無料ですから、申請は通るんですよ。実績報告というのも出していただけてますが、あとから保護者から苦情が来れば、次は承認しないというようなことになると思います。

常盤社会教育課副課長 これは湯河原町なのですが、承認の基準については、「町の施策の推進に寄与し、かつ行政の運営に関する基本方針等に即したものの、町民生活の向上に寄与すると認められたもの、広く町民を対象とするもの、営利を目的としないもので、入場料・参加料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であるもの、特定の政治活動及び宗教活動を目的としないもの、公衆の安全及び衛生対策に十分な措置が講じられているもの、公の秩序または善良の風俗に反し、またはその恐れがないもの」といった基準があります。

菅沼教育長 教育委員会も同じだと思います。

常盤社会教育課副課長 教育委員会の場合ですが、先ほどは「町の施策に寄与し」というのがありましたが、「教育行政または文化活動の促進に関する事業で、広く町民を対象とするもの」ということになっております。あとは同じような内容になります。

菅沼教育長 確かに、親子で来てお話を聞いて、こういうことに興味を持つこと自体は、子どもたちのいろいろな活動を経験するという意味ではいいと思います。それから先まで、営利につながっていくかなど絞れるか、強制的に介入したら何かできるんでしょうけど、無料で聞いて、いいと思って入ることに対して、前段で教育委員会が拒否するというのは厳しいのかなと思います。その先については、それぞれのご家族の判断になりますよね。

山田委員 保護者としては、湯河原町教育委員会が後援していると書いてあると、ちゃんとしたものなんだなと思うんじゃないかと。それでネットで調べていくと、キッズマネーステーションの認定講師にお金を払ってなった人が、たぶん来てやるんだと思います。そして、湯河原町教育委員会後援のこういう事業をやりましたという実績を持って、次につなげていくというスキームなのかなと思うと、町の後援という形が使われるというのは、残念な気持ちがあります。町民のためにやるものなのか。ちゃんとした非営利団

体がやるものとのうまく線引きができるといいなと思いました。

菅沼教育長 わかりました。後援と言いましても、その会社等を後援しているわけじゃないですからね。教室、講座、イベントに対しての後援です。確かに山田委員がおっしゃるように、教育委員会の後援とあると、保護者の信頼感というのはあるかも知れないですね。

山田委員 何をもって後援なのかなと思ったんです。書いていいよということが、お墨付きですよという意味合いでの後援だと思うんですが、特段応援はしていないけれども、書けちゃうというのも、すごく不思議な仕組みだなと思ったんです。

菅沼教育長 子ども向けのイベントを打ちたいんだけど、後援がないと学校では配らないというのがあります。ある意味では、後援承認申請を出してもらうことが、1つの抑止にはなっていると思います。裏を返せば、山田委員が言われたように、承認をもらえばこっちのものだと思っているかも知れないけど、教育委員会はその単体の事業を後援承認しているだけですからね。条件を付けるんですよ。

常盤社会教育課副課長 付けます。

村松社会教育課長 「事業内容等に変更が生じたときは、湯河原町教育委員会後援等承認事項の変更届を提出する」と。あとは「事業実施に関して問題が生じた場合は、共催の場合を除き、主催の責任において処理しなければならない」「事業の実施に当たり発生した事故等に対して、共催の場合を除き、教育委員会は保証等の一切の責任を負わない」「共催の場合において、教育委員会はその分担する責任の範囲内においてのみ責任を負う」以上ですね。

菅沼教育長 一応、採決は採りますけども、そういった意味合いで、あくまで単体の事業に対しての後援を承認するということの採決であって、その企業を云々するものではありません。確かに、その事業実施に対しては、後援というのが有利に働くかも知れませんが、それ以降のものは個人間の問題だと思います。他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第3号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

報 告

(1) 教育委員会事務局職員の人事について

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。(1) 教育委員会事務局職員の人事について、事務局から報告をお願いします。

大木参事 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、教育委員会事務局職員の人事について 報告)

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(2) 2024湯河原温泉オレンジマラソン大会の結果について

菅沼教育長 次に、(2) 2024湯河原温泉オレンジマラソン大会の結果について、事務局から報告をお願いします。

細川社会教育課スポーツ振興係長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、2024湯河原温泉オレンジマラソン大会の結果について 報告)

・申込者数、参加者数、宿泊利用者数 等

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございますか。

村松社会教育課長 今大会を振り返ってみますと、久しぶりに3,000人規模で募集をさせていただきましたが、申込者数は2,353人とかなり減ってしまいました。なぜ減ってしまったのかについて、今後事務局で分析をしていきたいと思っております。そして、次年度の募集に生かせるように、検討していきたいと思っております。当日につきましては、晴天でしたが強風でしたので、規制するためのパイロンが飛んでしまったりということもありまして、そのあたりも見直しを考えております。交通規制につきましては、オレンジラインを通り、温泉場を下ってくる10kmコースですが、迂回路がないので、箱根方面からの車を40分程度止めなければなりません。そのあたりについて、警察からご指摘を受けております。次回につきましては、オレンジラインをランナーが上っていく中で、箱根方面からの車をオレンジラインと対面通行させるということも視野に入れながら、考えていかなければと考えております。対面通行ができれば、駅の裏手に流す道路があります。過去には、対面通行を実施していたらしいので、元の形に戻してやってみればと考えております。とは言え、奥湯河原から不動滝、いまのエキシブあたりまでは狭い部分もございます。そこも対面通行になっておりますが、そこでの車とラ

ランナーの行き違いの部分など、どうしても課題は残ります。そこでトラブルが起きてしまうと、最終的にはコース全体を見直ししなければいけないということもありますので、どのようにしてスムーズに大会ができるのか、次回の課題として、事務局としてやっていきたいと思っております。

菅沼教育長 3,000人のときに、10kmコースは1,500人ぐらいでした。2,300人になっても、10kmコースには1,300人来ていただいているので、そんなに減ってないんです。そのコースを変更するというのは、マラソン大会の存続自体に影響する可能性があります。そのために、オレンジラインを片方は車両、片方はランナーが通るように、スタートしてすぐには無理なんですけど、それが一番安全につながるのではないかという話です。それから、3kmコース、5kmコースの方が減っていて、単に子どもの数が少ないからということではないと思います。そして、3,000人の募集人数を下げるのかということです。

西山委員 当日の会場での荷物の扱いのところについて、かなり混雑していました。それから、スタート時の様子を見ますと、今年ぐらいの人数でも十分じゃないかなと思います。イベントで事故があったらゼロになってしまいますから、3,000人募集だから3,000人集まらなくちゃということではなく、結果的に1,500人とかだったとしても、湯河原の町の中を走りたいという人のためにも、このイベントは続けていただきたいと思っておりますので、参加者数にこだわらずに引き続きやっていただきたいと思っております。

村松社会教育課長 宿泊利用者数ですが、コロナ禍前の2019年3月31日の開催時は、申込者数が3,000人を超えていました。その中で宿泊者数は108人でした。それが今回は138人でした。定員割れはしておりますが、宿泊者数は30人増えておりますので、よかったところもあります。それから、ふるさと納税の枠も新たに設けまして、20人の方に申し込んでいただきました。このように新しいこともやりながら、実施していきたいと思っております。荷物の預かりにつきましても、ご指摘のとおり、確かに混雑してしまいました。従事者の方からもいろいろご意見を頂戴しております。3,000人規模に戻して、荷物を預かる場所が少ないんじゃないとか検討した中で、渡り廊下の部分も開放しましたが、こういう結果になってしまいました。ご意見を踏まえまして、どういった預かり方がいいのか、他のマラソン大会も参考にしてやっていきたいと思っております。

菅沼教育長 荷物の預かり方については、手法を変えれば、あんなにならないんじゃないで

しょうか。

村松社会教育課長 他のマラソン大会については、場所だけ提供して、自分たちで置いてもらう。袋とゼッケンに同じ番号が付いておりますので、出ていくときにその番号が合っていれば、出ていっていいよというようなチェックをするだけというところもあるようです。そうすると、かなりシンプルになります。あくまでも置いた場所などは自己責任になるというやり方もあるようです。

西山委員 単独よりもグループで参加している人たちが多かったんじゃないかと思います。そうすると、グループはある程度まとまったところに置いていくケースが多いと思います。

菅沼教育長 湯河原はおもてなしですから。

村松社会教育課長 いままでやってきた中では、他のやり方はあり得ないのかなと思うんです。あくまでも参考までに言いましただけで、それがいいとは思っていないんです。そうすると、たとえば3階まで使って荷物預かりをするのか。過去には、2階だけで3,000人来たときもあり、トラブルはなかったんです。それから、体育館の中で着替えて、体育館の中に荷物を置いていくという方も、過去には結構いらっしゃったようです。それが荷物を預かるところに全部持っていったので、パンクしてしまったということも考えられます。正直、マンパワー的にも足りなかったというのも事実です。

菅沼教育長 他に何かございますか。

深澤委員 うちのスタッフも参加しまして、みんなで応援して楽しかったです。町外の知り合いも走っていて、湯河原を走ってくれることがいいことだなと思います。人数にあまりこだわらず、ちょうどいいところでやっていていただきたいと思います。

西山委員 私の教え子の家族が、娘が出るからということで、みんなで応援に来ていました。

その娘さんは、小学校3年生以下の部で1位になったようです。

菅沼教育長 他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

(3) 自然科学教室「ツバメと野鳥の観察会」について

菅沼教育長 次に、(3) 自然科学教室「ツバメと野鳥の観察会」について、事務局から報告をお願いします。

常盤社会教育課副課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、自然科学教室「ツバメと野鳥の観察会」について 報告)

・湯河原の豊かな自然について考えよう

菅沼教育長 報告が終わりました。何かございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

菅沼教育長 次に、その他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から何かありますか。

事務局 なし

菅沼教育長 では、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の開催は、5月30日(木)午後1時30分からです。6月定例会についてですが、6月27日(木)でお願いいたします。